

○ 水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表（案）
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙2 支援金の算定方法 (1)～(3) (略) (4) 当年度のエネルギー料金とは、次のアからウまでの期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。 ア 令和6年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、<u>令和6年4月から令和6年9月までの間</u> イ・ウ (略) (5)～(7) (略)</p>	<p>別紙2 支援金の算定方法 (1)～(3) (略) (4) 当年度のエネルギー料金とは、次のアからウまでの期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。 ア 令和6年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、<u>令和6年4月</u> イ・ウ (略) (5)～(7) (略)</p>

附 則

この通知は、令和6年4月26日から施行する。